

2・3号認定子どもに係る
保育料について

こども入所支援担当

事業者向け説明会資料
 ※ 当該資料は保護者向けの通知資料ではありません

2・4ページを省略
 しています

**平成31年度（令和元年度）2号・3号の保育認定を受けた子どもの
 利用者負担額（保育料）について（お知らせ）**

日頃は、保育施設等の運営にご協力いただきありがとうございます。平成31年度（令和元年度）2号・3号の保育認定を受けた子どもの利用者負担額（保育料）は次のとおりです

⑥令和元年10月1日より、太枠内の利用者負担額が0円となります。

子ども・子育て支援新制度に係る尼崎市の利用者負担額（月額）

階層区分		3号注 （満3歳未満保育認定子ども）		2号 （満3歳以上保育認定子ども）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B1	市民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
B2	市民税非課税世帯（その他）※2	5,300	5,300	3,900	3,900
C1	市民税所得割課税額 48,600円未満（母子等）※3	5,300	5,300	3,900	3,900
C2	市民税所得割課税額 48,600円未満（その他）※2	13,200	13,100	12,400	12,300
D1	市民税所得割課税額 64,700円未満※2 ※3	21,000	20,800	18,300	18,100
D2	市民税所得割課税額 80,800円未満※3	22,300	22,100	19,600	19,400
D3	市民税所得割課税額 97,000円未満	23,700	23,400	21,000	20,700
D4	市民税所得割課税額 133,000円未満	34,300	33,900	31,600	31,200
D5	市民税所得割課税額 169,000円未満	36,100	35,700	33,400	33,000
D6	市民税所得割課税額 235,000円未満	52,200	51,500	42,000	41,400
D7	市民税所得割課税額 301,000円未満	54,900	54,100	42,000	41,400
D8	市民税所得割課税額 397,000円未満	72,000	71,000	42,000	41,400
D9	市民税所得割課税額 397,000円以上	93,600	92,200	42,000	41,400

- ※1 保育料の年齢による区分は、平成31年3月31日における年齢を基準として決定します。
 - ※2 年収約360万円未満相当（市民税所得割額が57,700円未満）の多子世帯は、子の年齢に関係なく第2子を半額、第3子以降を無料とします。また、市民税非課税世帯は第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。
 - ※3 約360万円未満相当（市民税所得割額が77,101円未満）の要保護世帯等（ひとり親・障害者がいる世帯等）につきましては、**第1子を市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料**、第2子以降を無料とします。ただし、他の軽減が適用されている方は対象外となる場合があります。
- 注 年度の途中で満3歳を迎えたお子さんについては、

⑥「第1子を市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料」とある部分は、無償化前のB2階層の金額のままとなります。（0円ではありません）

●無償化につきましては、決まり次第お知らせします●

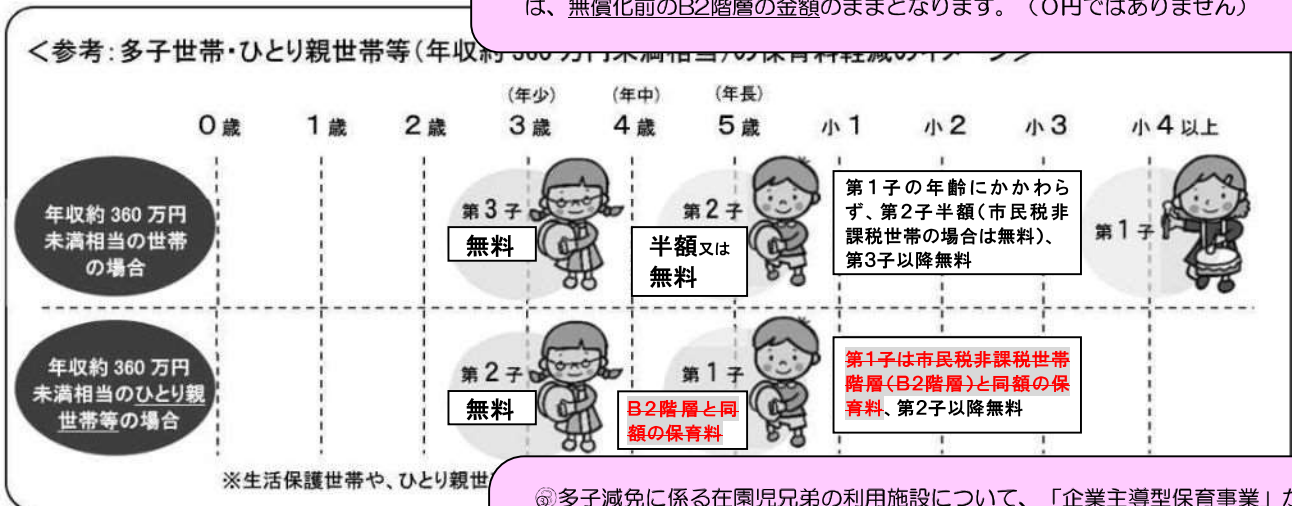
[お子様が2人以上いる場合等の保育料の決め方について]

年収360万円未満相当の世帯の場合

年収約360万円未満相当の世帯で生計を一にするお子様がいる場合、子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料（市民税非課税世帯の場合は第2子以降無料）となります。また、年収約360万円未満相当の要保護世帯等（ひとり親世帯・障害者がある世帯等）の場合は、**第1子の保育料が市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料**、第2子以降の保育料が無料となります。

生活保護世帯や、要保護世帯等（ひとり親世帯）は、第1子から無料です。

（前ページ㉔と同様）
「第1子の保育料が市民税非課税世帯階層（B2階層）と同額の保育料」とある部分は、無償化前のB2階層の金額のままとなります。（0円ではありません）



㉔ 多子減免に係る在園児兄弟の利用施設について、「企業主導型保育事業」が追加されます。
※企業主導型保育事業の利用者は、令和元年10月1日より市へ利用状況の報告が必要となります。この場合、在園児兄弟の在園証明書の提出は不要です。

年収360万円以上相当の世帯の場合

同一世帯に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設（事業）（小規模保育事業）等（※6）を利用しているお子様が2人以上いる場合、年齢の高い順番に数えて、2人目の保育料は2分の1に、3人目以降の保育料は無料となります。

※6 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（旧の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、児童デイサービス）、**企業主導型保育事業**

（事例 1）

（事例 2）

（事例 3）

年齢順位	入所先	保育料	年齢順位	入所先	保育料	年齢順位	入所先	保育料
1番目	保育所 ※3歳児クラス以上の場合	全額 ⇒ 無償	1番目	幼稚園等	（幼稚園等で定める額） ⇒ 無償化	1番目	幼稚園等	（幼稚園等で定める額） ⇒ 無償化
2番目	保育所 ※0～2歳児クラスの場合	2分の1	2番目	保育所 ※3歳児クラス以上の場合	2分の1 ⇒ 無償	2番目	幼稚園等	（幼稚園等で定める額） ⇒ 無償化
3番目以降	保育所	無料	3番目以降	保育所	無料	3番目以降	保育所	無料

○ 年収360万円未満保護世帯等におい

㉔ 多子のカウント方法は現行と同じです。
事例1のとおり、1番目の児童の利用者負担額が無償となっても、2番目は半額となります。